

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>路線名</p>	<p>越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三〇二七番一地 先から同郡同町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十月三十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一九八・〇メートル</p>